公示番号	第　11　号

公　示　送　達　書

（榛東村税条例第18条の規定による送達書）

次の書類は、通常の方法では送達不能ですので、当庁に保管してあります。

書類の名あて人又はその関係者の申し出があればいつでもお渡しします。

令和 8 年 11 月 20 日

群馬県北群馬郡榛東村長　　南　　千晴

送達すべき書類	送達を受けるべきものの氏名又は名称
地方税法第329条第1項に規定する督促状	DARMONO
地方税法第329条第1項に規定する督促状	PATABADI MADDUMAGE DUSHAN CHANUKA
以下余白	以下余白

注　この掲示は、榛東村税条例第18条によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に上記の書類が送達されたものとみなされます。